

関自保第52号
令和6年5月17日

管内各都県タクシー協会会長
一般社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部 支部長 } 殿

関東運輸局 自動車技術安全部長

タクシーの安全運行のための運行管理等の徹底について

今月11日、首都高速道路湾岸線の多摩川トンネル内で、乗客1名を乗せたタクシーが単独で側壁に衝突・横転し、乗客と運転者が死亡する事故が発生しました。

事故原因につきましては、現在調査中ですが、報道等によると当該タクシー運転者に目立った外傷は無く、健康状態に起因する事故の可能性が考えられます。

輸送の安全確保は自動車運送事業者の最大の使命であり、国民の生命、身体及び財産を確実に守ることこそが、運送事業の社会的信頼を維持するために重要です。これまでも運送事業者の皆様には、健康起因事故を防止するための様々な取り組みを実施していただいているところですが、改めて輸送の安全を確保し同種事故の再発防止に努めていただくため、貴会会員に対し、下記について周知徹底をお願いいたします。

記

1. 自動車運送事業者は、定期健康診断を実施する等により国土交通省の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」※等を活用して、運転者の健康状態を把握し、所見が認められた運転者については、医師の判断を仰ぎ所見に応じた検査を受診させるとともに、医師から検査結果に基づく乗務に係る意見を聴取すること。

また、運転者の日常生活に注意し、必要に応じて医師等の意見を参考にして生活習慣の改善に努めること。

さらに、日頃からコミュニケーションを図ることにより、運転者が、自身の健康状態等について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること。

※ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html>

2. 自動車運送事業者及び運行管理者は、運転者の日常の生活において、医師からの乗務に関する意見等の遵守や服薬中の薬の飲み忘れをしない等、健康管理状況を把握するとともに、乗務前の点呼時において運転者から体調不良等の報告があった場合には、運行の可否の判断を慎重に行うこと。

3. 自動車運送事業者及び運行管理者は、運転者に対し運行中に体調不良等を生じた場合には、周囲の安全に配慮しつつ直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者に報告し、指示を受けることを徹底すること。
4. 自動車運送事業者及び運行管理者は、乗客の安全を保つため、座席に備えられたシートベルトを乗客が常時着用できる状態に保つとともに、運転者が乗客に対し確実にシートベルトの着用を促すよう措置することを徹底すること。